

## 大田区社会福祉法人指導監査実施要領及び平成29年度大田区 社会福祉法人指導監査実施方針について

福祉管理課法人指導担当

### 1. 区のお考え方

#### 1) 従来の大田区社会福祉法人指導検査実施要綱 廃止

厚生労働省から「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」が出され、国としての「社会福祉法人指導監査実施要綱」及び「指導監査ガイドライン」が定められたので区の実施要綱は廃止とした。

#### 2) 大田区社会福祉法人指導検査実施要領 現在の要領は廃止

##### 大田区社会福祉法人指導監査実施要領 新たに制定(別紙1)

今までの区の実施要領は区の実施要綱に盛り込めない「指導検査基準」、「現況報告書」、「法人調査」等の具体的な検査基準や様式等を定めていた。今回の制度改正を受けて、内容が国の要綱及びガイドラインと大きく相違してしまったので、国の要綱に盛り込んでいない内容について新たに区の実施要領を制定した。

#### 3) 社会福祉法人指導監査実施方針 平成 29 年度の方針を制定(別紙2)

実施方針については、毎年度、区の実施要綱に基づいて制定していたが、平成 29 年度については、新たな区の実施要領に基づき制定した。

### 2. 実施要領のポイント

- 1) 毎年度、実施方針及実施計画を定めることを明記
- 2) 毎年度、社会福祉法人調査書の提出を明記
- 3) 一般監査(※)の実施手順及び実施後の対応等について定めた。
- 4) 特別監査(※)の実施手順及び実施後の対応等について定めた。
- 5) 指導監査結果の公表について定めた。

※従来は一般指導検査、特別指導検査、施設整備中検査の分類

### 3. 実施方針のポイント

#### 1) 一般監査の重点項目を定めた

改正後の社会福祉法に基づく運営が確保されているかどうかを確認。平成29年度については以下の3つの事項は重点的に確認

ア 評議員、評議員会に関する事項

イ 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬に関する事項

ウ 事業運営の透明性の向上に関する事項

#### 2) 指導監査の実施形態や対象法人の選定方針を定めた。

#### 3) 区と法人及び法人間の情報共有を図るため「社会福祉法人指導連絡会」を開催することを定めた。

#### 4) 関係団体(国・都・他の区市)及び施設等運営指導所管課との連携を定めた。